

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多田 邦彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>比企郡小川町大字勝呂字 片瀬八六二番一地先から 同町大字木呂子字萬所一 二〇番三地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字勝呂字 片瀬八六二番一地先から 同町大字木呂子字萬所一 一九番七地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・五二〇二五・五六</p>	<p>一二・四三〇一七・二二</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九二・八九</p>	<p>一四三・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>橋りよう架換に伴う仮橋 設置及び仮道設置並びに 新橋設置を目的とした橋 りよう架換工事である。</p>			<p>備 考</p>